

上板町
第 5 期障がい福祉計画
第 1 期障がい児福祉計画
【平成 30 年度～平成 32 年度】

平成 30 年 3 月
徳島県 上板町

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要	5
（1）計画策定の趣旨	5
（2）計画の位置づけ	6
（3）徳島県の方針	7
（4）計画の期間	7
2 法令・制度改正等の動き	8
（1）障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	8
（2）社会福祉法の一部改正	9
（3）障害者差別解消法の施行	9
（4）発達障害者支援法の一部改正	10
（5）基本指針の見直しについて	11
3 計画の策定・推進体制	12
（1）策定体制	12
（2）推進体制	13

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯	17
（1）人口の状況	17
（2）世帯の状況	18
2 障害者手帳等の所持者数及び障害支援区分認定者数	19
（1）身体障がい者	19
（2）知的障がい者	20
（3）精神障がい者	21
（4）障害支援区分認定者数	22
3 地域資源の状況	23
（1）障がい福祉サービス等提供事業所	23
（2）相談支援	25

第2編 障がい福祉計画

第3章 基本的な考え方

1 基本理念	31
2 計画の視点	32

第4章 福祉サービス等の数値目標

1 障がい福祉サービスの利用状況	37
（1）訪問系サービス	37

(2) 日中活動系サービス	38
(3) 居住系サービス	39
(4) 相談支援	39
(5) 障がい児福祉サービス	40
2 地域生活支援事業の利用状況	41
(1) 必須事業	41
(2) 任意事業	44
3 障がい福祉サービスの見込量	45
(1) 訪問系サービス	45
(2) 日中活動系サービス	46
(3) 居住系サービス	47
(4) 相談支援	47
(5) 障がい児福祉サービス	48
(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	49
(7) 見込量の確保に向けた方策	49
4 地域生活支援事業の見込量	50
(1) 必須事業	50
(2) 任意事業	53
第5章 成果目標	
平成32年度末の目標	57
資料編	
上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置要綱	63
上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿	64

第 1 編 総論

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国は平成 14 年に、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、「障害者基本計画」を策定し、平成 24 年度までの 10 か年に対する障がい者施策の基本的方向について決めました。その後、平成 18 年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された「障害者基本法」では、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村においては「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。こうして障がい者に対して適切なサービスを提供できる体制を関連機関とともに構築することとなりました。

平成 25 年には、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。この約 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

平成 28 年には「障害者総合支援法」が一部改正され、平成 30 年度から施行されることとなり、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われています。

徳島県では、平成 15 年 3 月に「徳島県障害者施策新長期計画」を、平成 19 年 3 月には「障害者自立支援法」に基づいた「新徳島県障害者施策長期計画」を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。平成 24 年 3 月には、新たな基本方針となる「徳島県障がい者施策基本計画」を策定し、これまでの障がい者施策に加え、社会情勢や時代のニーズに対応してきました。

本町でも、こうした国や徳島県の障がい者施策に係る制度及び法律の改正に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に障がい福祉施策に取り組むことが求められています。そこで、本町では平成 27 年度に策定された「第 4 期障がい福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、平成 30 年度より「第 5 期障がい福祉計画」を策定しました。また、この計画では児童福祉法の改正により障がい児通所サービス等の見込量を定めるため「第 1 期障がい児福祉計画」を合わせて策定することとしています。

なお、本計画は本町の総合計画やその他関連計画との整合性を併せ持つものです。

(2) 計画の位置づけ

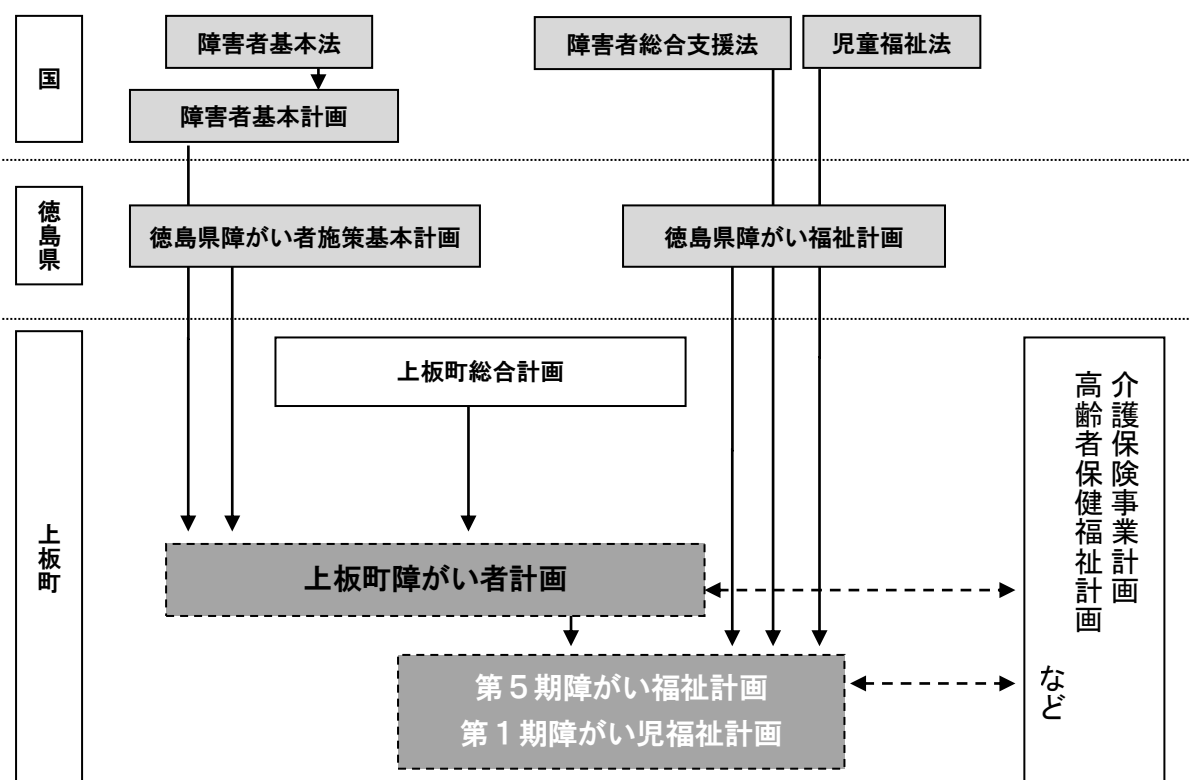
① 法的位置づけ

「第5期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、「障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。また「第1期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨を踏まえ、「第5期障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

② 関連計画との整合性

本町の上位計画である「上板町総合計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

図表 計画の位置づけと関連計画



（３）徳島県の方針

徳島県では平成 30 年 3 月に、「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」を基本理念に「徳島県障がい者施策基本計画」を策定することとしています。

この計画では、１）地域社会における「心のバリアフリー」の促進、２）地域で安心して暮らせる環境づくり、３）障がい者の自立と社会参加の促進、４）障がい福祉サービス等の支援体制の充実、の４つを計画の重点項目として掲げています。

また、計画の基本的な考え方として、１）条例の理念の尊重及び整合性の確保、２）障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、３）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、４）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、５）障がい特性や地域に配慮したきめ細かい支援、６）障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、７）障がい福祉サービス・障がい児支援の提供体制の確保、の７つを掲げ、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」に基づく各種施策を推進しています。

（４）計画の期間

「上板町障がい者計画」は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間、「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の計画です。

ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表 計画期間

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
第 2 期上板町障がい者計画						第 3 期障がい者計画		
第 5 期障がい福祉計画						第 6 期障がい福祉計画		
第 1 期障がい児福祉計画						第 2 期障がい児福祉計画		

2 法令・制度改正等の動き

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成 30 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が施行されます。市町村が関連する主な改正内容は、以下の通りです。

項目	主な内容
1. 趣旨	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。
2. 障害者の望む地域生活の支援	(1) 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。 (2) 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。 (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。 (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。
3. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	(1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。 (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。 (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。 (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。
4. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	(1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加） 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。

平成 30 年 4 月 1 日施行（ただし 2. (3) については、公布日より施行）

（２）社会福祉法の一部改正

平成 29 年 4 月に、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、障がい者支援の主要な担い手でもある社会福祉法人の制度改革が進められ、介護福祉人材の確保促進が期待されます。

これまでは社会福祉法人の許認可権限が、主に国や都道府県にありましたが、地方分権によって、平成 25 年度から一定の社会福祉法人の認可、指導監査等の事務が市町村に移譲されることになりました。制度改革後の社会福祉法人の所轄庁の区分は、以下の通りです。

所轄庁		社会福祉法人が行う事業の範囲
市	市長	主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの。
都道府県	知事	所轄庁が市長または厚生労働大臣でないもの。（町村など）
厚生労働省	厚生労働大臣	2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めたもの。

（３）障害者差別解消法の施行

平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の考え方を反映し、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

本法の対象範囲は、障害者基本法で定められたすべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）で障害者手帳を所持していない人も含まれます。

行政機関や事業者が講ずべき措置として定められた主な 2 つの事項は、以下の通りです。

◎ 不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付ける、などによる、障害のある人の権利利益の侵害をいう。

◎ 障害のある人への合理的配慮

行政機関等及び民間事業者が、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

（４）発達障害者支援法の一部改正

平成 28 年 8 月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。平成 17 年の「発達障害者支援法」の施行から 10 年が経過し、乳幼児から高齢期までの切れ目ない支援や家族などを含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が必要となってきた背景から、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律が全般にわたって改正されました。市町村が関連する主な改正内容は、以下の通りです。

関係条項	改正の概要
責務（３条）	【相談体制の整備】を新設 関係機関間の協力部局の例示に【警察】を追加
児童の発達障害の早期発見等（５条）	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】を追加
教育（８条）	本条の対象に含める 18 歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】に在学する者を追加 【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ】、適切な教育的支援を行うこと、【個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】、【いじめの防止等のための対策の推進】を規定
情報の共有の促進（９条の２）	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】を新設
地域での生活支援（11 条）	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】を追加
権利利益の擁護（12 条）	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】を追加
司法手続における配慮（12 条の２）	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】を新設
発達障害者の家族等への支援（13 条）	家族への支援（家族の監護の支援）の対象に【その他の関係者】を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】【情報の提供】や【家族が互いに支え合うための活動の支援】を追加
国民に対する普及及び啓発（21 条）	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】を追加
専門的知識を有する人材の確保等（23 条）	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】を追加

（５）基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障がい福祉計画は、現行の第４期計画の計画期間が平成 29 年度末までとなっています。また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障がい児福祉計画を定めることとなりました。これらのことから、国は平成 29 年 1 月 6 日に開催された障害者部会において、平成 30 年度を初年度とする第５期計画の作成に関する基本指針の見直しの主なポイントを以下のように取りまとめました。

【① 地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論の取りまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行う。

【② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【③ 就労定着に向けた支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

【④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築】

平成 28 年 5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障がい児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等を行う。

【⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組】

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進する。

【⑥ 発達障がい者支援の一層の充実】

地域の実情に応じた発達障がい者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要である。可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行う。

3 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

①上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会

関係団体の代表や有識者等からなる「上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

②事務局

上板町福祉保健課が事務局となり、「上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」の庶務を行うとともに、各種統計資料の整理・分析、計画たたき案の作成、パブリックコメントの実施など、計画策定全般に係る事務を行いました。

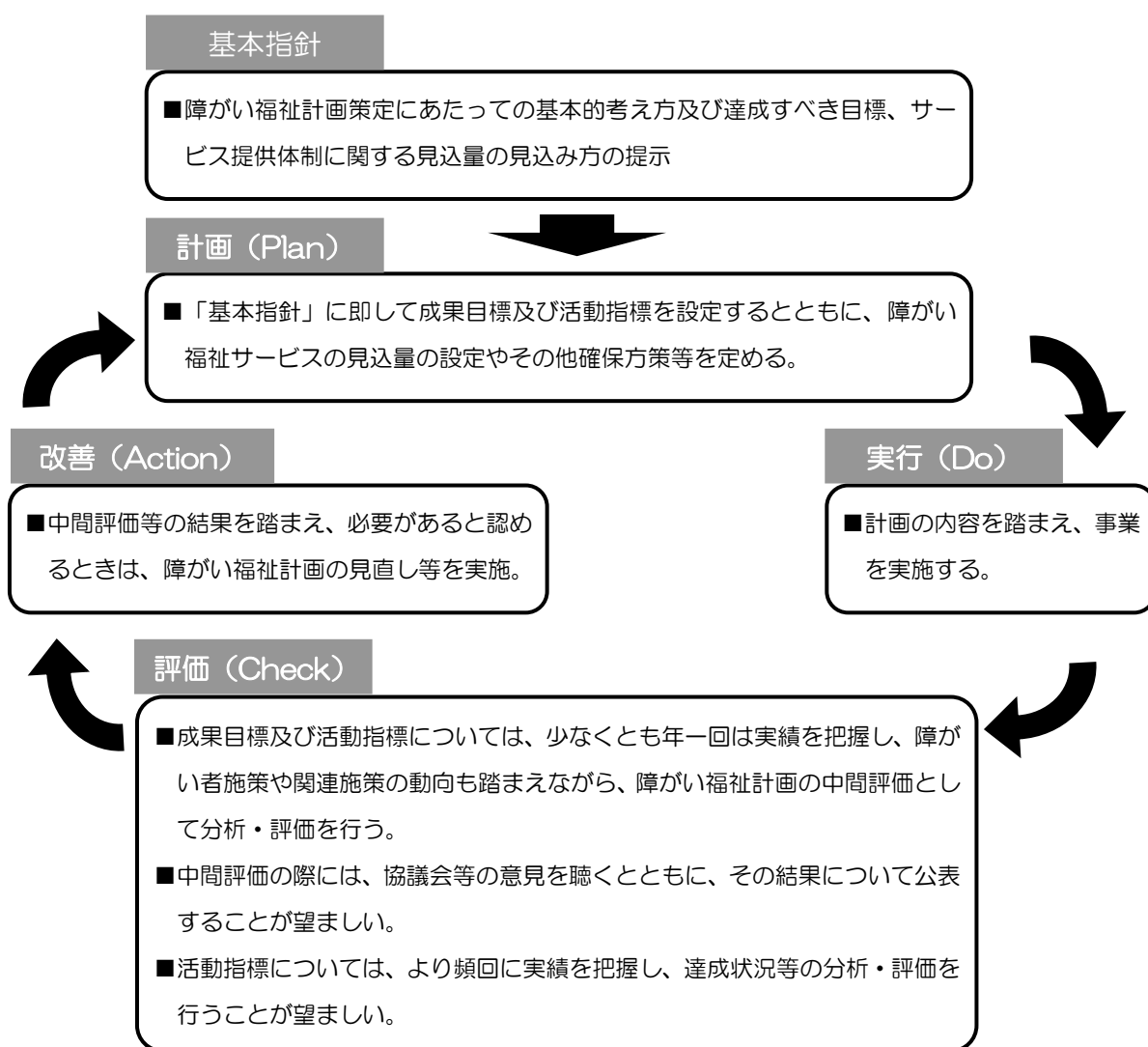
（２）推進体制

①町の推進体制と計画の進行管理

本計画は、関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら推進します。

また、障がい福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、本計画の実施状況を点検・評価します。

障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



②圏域での連携

徳島県及び近隣の市町村と連携を取り、板野郡自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本計画について、町の広報やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

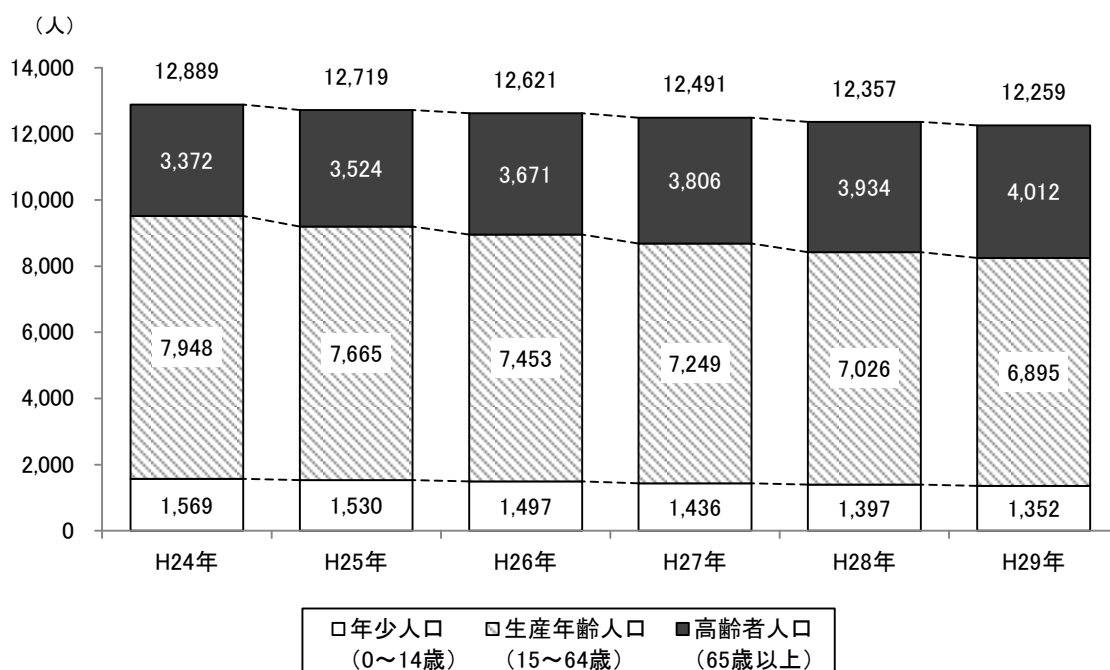
1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本町の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 12,259 人です。平成 24 年以降緩やかな減少傾向にあり、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で 630 人減少しています。

年齢別にみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少が続き、高齢者人口（65 歳以上）は増加しています。

図表 年齢 3 区分別人口の推移



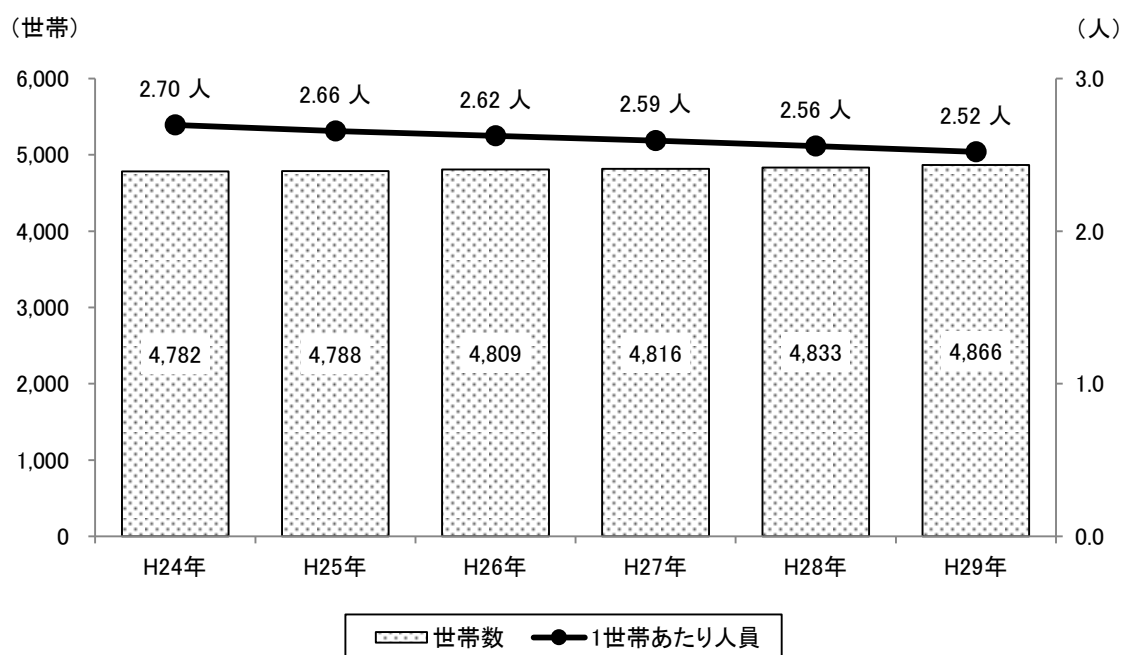
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）世帯の状況

本町の世帯数は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 4,866 世帯となっています。平成 24 年以降緩やかな増加傾向がみられ、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で 84 世帯増加しています。

1 世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成 24 年の 2.70 人から平成 29 年には、2.52 人となっています。核家族化の進展や一人暮らしの増加がうかがえます。

図表 世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

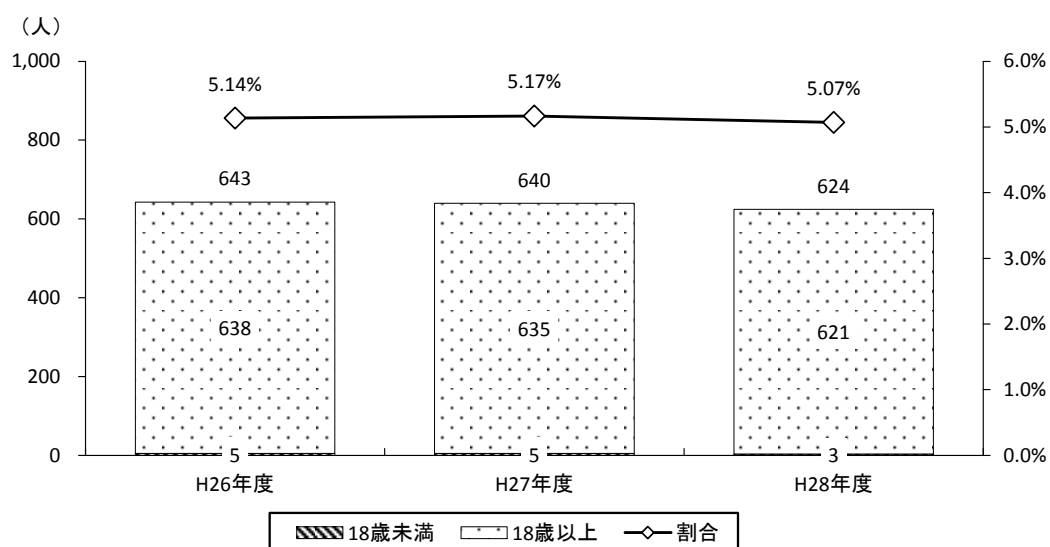
2 障害者手帳等の所持者数及び障害支援区分認定者数

(1) 身体障がい者

本町における身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成 28 年度は 624 人となっています。総人口に占める割合も同様に減少しており、平成 28 年度は 5.07%となっています。

等級別にみると、「1 級」が最も多く、3 割を超えています。また種類別にみると、「肢体不自由」が半数以上となっており、次いで「内部障がい」が多くなっています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	1 級	212	215	213
	2 級	88	91	90
	3 級	96	91	85
	4 級	157	155	150
	5 級	43	44	43
	6 級	47	44	43
種類別	視覚障がい	30	29	26
	聴覚・平衡機能障がい	94	92	88
	音声・言語・そしゃく機能障がい	15	14	13
	肢体不自由	336	338	322
	内部障がい	168	167	175
合計		643	640	624
人口		12,518	12,383	12,311

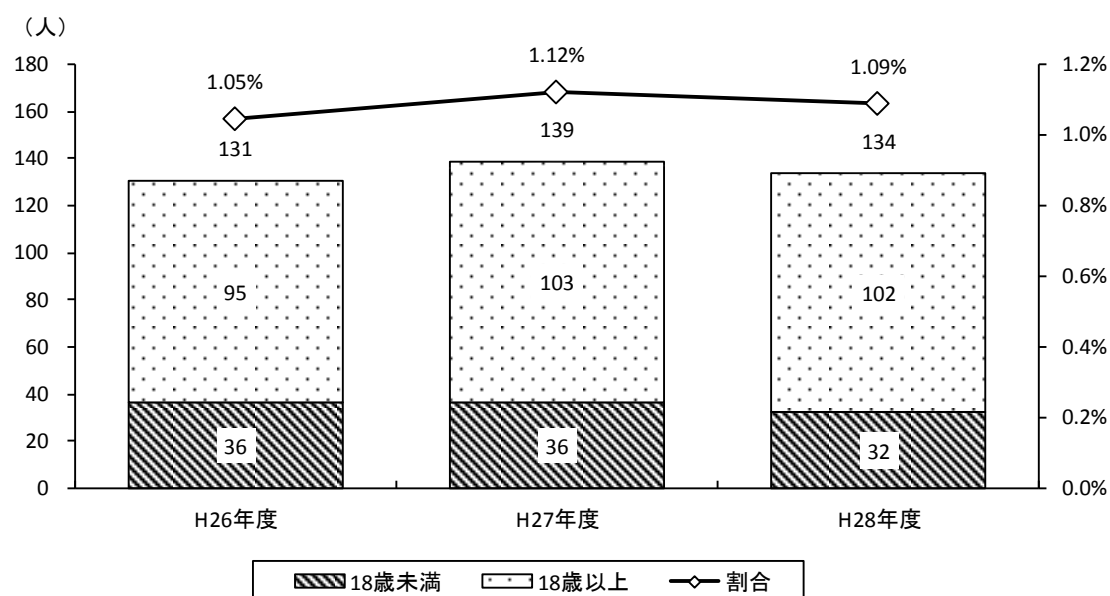
資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

（２）知的障がい者

本町の療育手帳所持者数は、平成 26 年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度は 134 人となっています。総人口に占める割合も横ばいで推移しており、平成 28 年度は平成 26 年度から 0.04 ポイント増加し、1.09%となっています。

等級別にみると、「A 1」（最重度）所持者は緩やかな減少傾向にあり、逆に「B 1」（中等度）所持者は年々増加しています。

図表 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	A 1	37	34	32
	A 2	20	22	20
	B 1	22	26	28
	B 2	52	57	54
合計		131	139	134
人口		12, 518	12, 383	12, 311

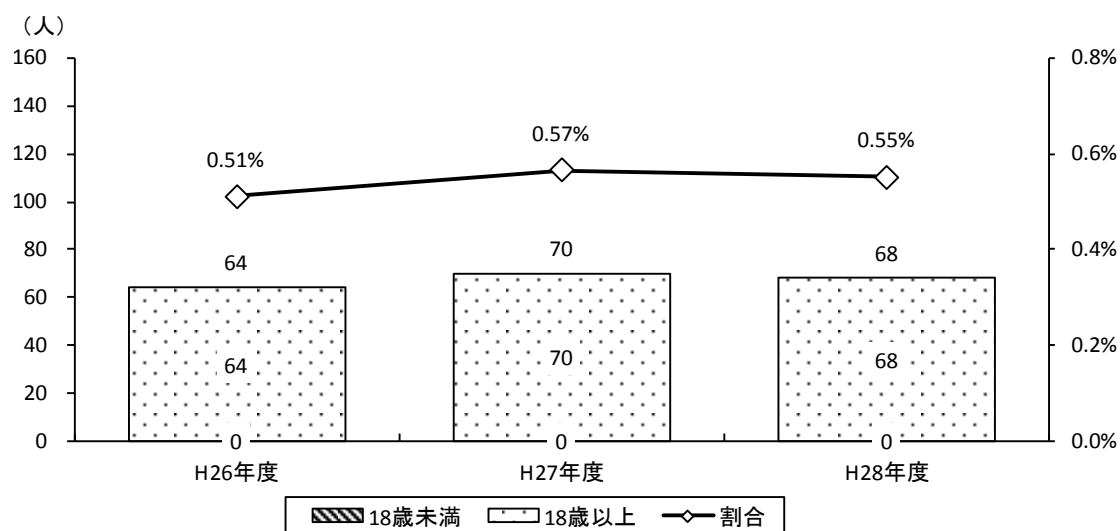
資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

（３）精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて増加しましたが、平成 28 年度は 2 人減少し、68 人となっています。また、総人口に占める割合も同様に推移し、平成 28 年度は 0.55%となっています。

等級別では、平成 26 年度以降「１級」と「２級」がほぼ横ばいで推移しているのに対して、「３級」は平成 26 年度から平成 28 年度にかけて 7 人増加しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	1 級	20	21	18
	2 級	30	28	29
	3 級	14	21	21
合計		64	70	68
人口		12,518	12,383	12,311

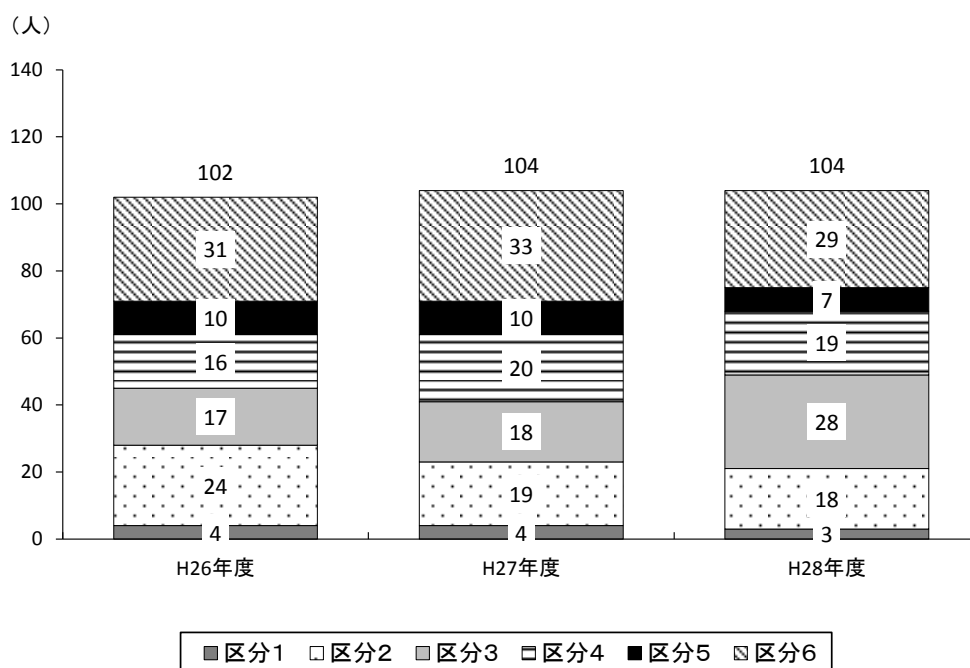
資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

（４）障害支援区分認定者数

障害支援区分認定者数は、平成 26 年度以降よりほぼ横ばいで、平成 28 年度は 104 人となっています。

区分別にみると、平成 28 年度は「区分 6」が 29 人と最も多く、次いで「区分 3」が 28 人となっています。

図表 障害支援区分認定者数の推移



(単位：人)

項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
障害支援区分	区分 1	4	4	3
	区分 2	24	19	18
	区分 3	17	18	28
	区分 4	16	20	19
	区分 5	10	10	7
	区分 6	31	33	29
合計		102	104	104

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

①障がい福祉サービス

町内の障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下の通りです。

図表 障がい福祉サービス提供事業所の状況

(単位：箇所)

事業項目	事業所数
居宅介護	3
重度訪問介護	3
生活介護	2
自立訓練（生活訓練）	1
就労移行支援	2
就労継続支援A型	1
就労継続支援B型	2
短期入所（福祉型・医療型）	2
共同生活援助	2
施設入所支援	1
計画相談支援	7
児童発達支援	1
放課後等デイサービス	2
障害児相談支援	5
地域移行支援	2
地域定着支援	2

資料：上板町福祉保健課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

②地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下の通りです。

図表 地域生活支援事業提供事業所の状況

【必須事業】

(単位：箇所)

事業項目	事業所数	備考
理解促進研修・啓発事業	1	直営
自発的活動支援事業	1	板野郡で共同実施
相談支援事業	7	板野郡で共同実施
意思疎通支援事業	1	板野郡で共同実施
日常生活用具給付等事業	1	直営
手話奉仕員養成研修	1	板野郡で共同実施
移動支援事業	23	委託
地域活動支援センター	2	一部板野郡で共同実施

【任意事業】

事業項目	事業所数	備考
生活訓練等	1	板野郡で共同実施
日中一時支援事業	19	委託
障害者虐待防止対策支援	1	委託
障害支援区分認定等事務	1	板野郡で共同実施

資料：上板町福祉保健課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(2) 相談支援

①障がい児・者相談支援事業所

障がい者の自立した社会生活の実現を目的として、障がい児・者やその家族からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在町内の事業所では指定一般相談支援事業所が7か所、指定特定相談支援事業所が7か所、指定障がい児相談支援事業所の5か所が相談業務に携わっています。

②障害者相談員

町長からの委嘱を受けた民間の協力者で、身体障がい者・知的障がい者又は、その保護者からのご相談に応じ、必要な助言指導等を行っています。

具体的には、障がい者の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するため、公的機関、関係団体等とのパイプ役になり、障がい者のための社会参加に関する地域活動を行っています。

また、障がい者に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動にも取り組みます。

③民生委員、児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の人が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

第 2 編 障がい福祉計画

第 3 章 基本的な考え方

1 基本理念

「上板町障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本町の地域基盤の整備を計画的に進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生の社会の実現』や「上板町障がい者計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

（１）障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援を行うとともに、障がいのある人が、必要な支援を受けながら自立と社会参加を実現できるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

（２）上板町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの実施主体を上板町とすることで、障がいのある人などが地域で障がい福祉サービスを受けることができるようにします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい・知的障がい・精神障がい者及び難病患者等の障がい児・者とし、地域において均等にサービスが行きわたるように努めます。

また、発達障がい及び高次脳機能障がいのある人、難病患者等については、法に基づき障がい福祉サービスの給付を受けることができる旨の周知を図ります。

（３）施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりやNPO 等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を計画的に進めます。

2 計画の視点

本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

（１）地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うこととします。

また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行うこととします。

（２）就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施することとします。具体的には、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施することとします。

（３）重度訪問介護の訪問先の拡大

利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）や、強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための環境や生活習慣の配慮について医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげるようにします。

（４）高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

「65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを受けていた障がい者」や「障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合」「一定程度以上の障がい支援区分」「低所得者」など、一定の条件下にある高齢障がい者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けることとします。

（５）居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対しては、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施することとします。

（６）保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象に、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児を追加し、児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための「障がい児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）」や「訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）」などの専門的な支援等を行うこととします。

（７）医療的ケアを要する障がい児に対する支援

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について、必要な措置を講ずるよう努めることとします。

第 4 章 福祉サービス等の数値目標

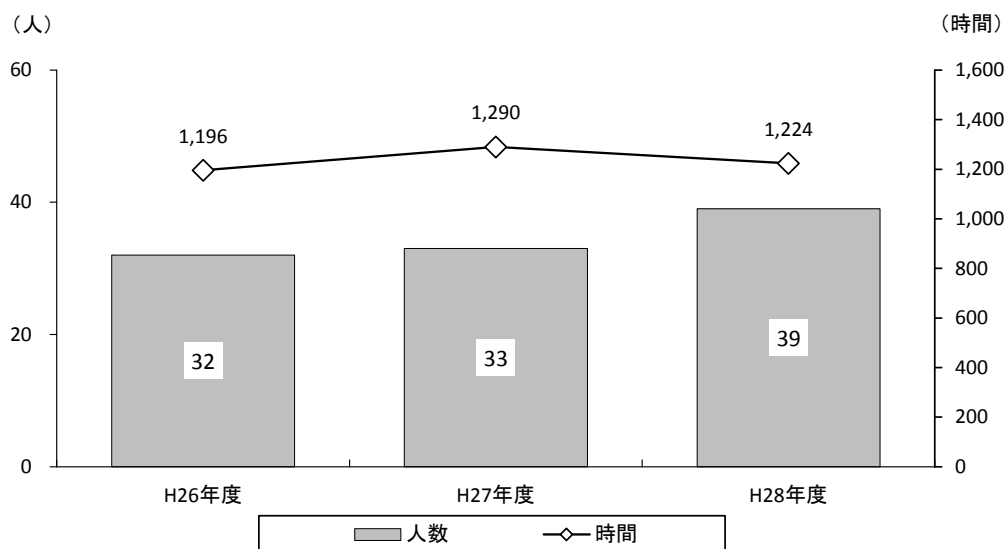
1 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の利用者数は、平成 26 年度以降、緩やかな増加傾向にあります。

平成 28 年度に重度訪問介護の利用時間は減少しましたが、他のサービスは緩やかな増加傾向にあります。

図表 訪問系サービスの利用者数・利用時間の推移



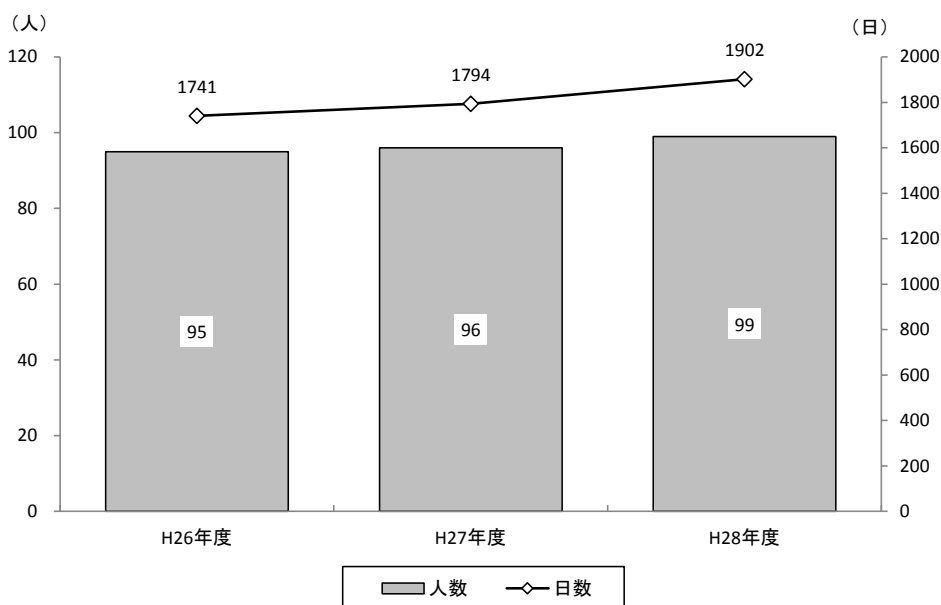
項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数／月	29	30	32
	利用時間／月	937	971	981
重度訪問介護	利用者数／月	1	1	1
	利用時間／月	190	239	146
同行援護	利用者数／月	0	0	2
	利用時間／月	0	0	14
行動援護	利用者数／月	2	2	4
	利用時間／月	69	80	83
重度障害者等包括支援	利用者数／月	0	0	0
	利用時間／月	0	0	0
合計	利用者数／月	32	33	39
	利用時間／月	1,196	1,290	1,224

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〈機能訓練、生活訓練〉、就労移行支援、就労継続支援〈Ａ型・Ｂ型〉、療養介護、短期入所〈福祉型・医療型〉）では、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあり、平成 28 年度はそれぞれ 99 人、1,902 人日となっています。

サービス別にみると、特に「就労移行支援」「就労継続支援Ａ型」が大きく増加しています。

図表 日中活動系サービスの利用者数・利用日数の推移

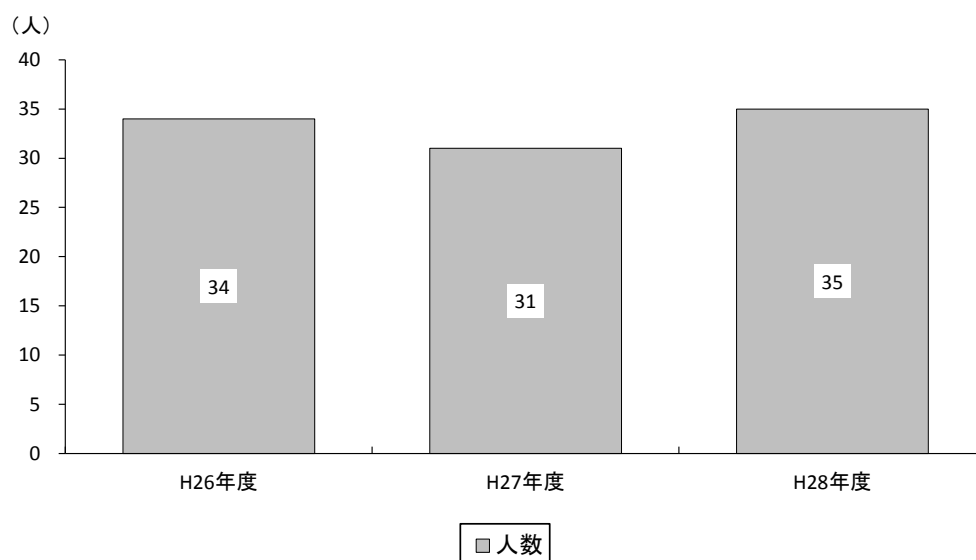


項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
生活介護	利用者数／月	35	38	38
	利用日数／月	710	751	757
自立訓練 (機能訓練)	利用者数／月	1	0	0
	利用日数／月	15	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数／月	4	3	4
	利用日数／月	61	36	32
就労移行支援	利用者数／月	5	4	4
	利用日数／月	79	83	95
就労継続支援 A 型	利用者数／月	10	10	14
	利用日数／月	154	185	282
就労継続支援 B 型	利用者数／月	29	31	30
	利用日数／月	507	531	537
療養介護	利用者数／月	6	6	6
	利用日数／月	183	183	182
短期入所 (福祉型・医療型)	利用者数／月	5	4	3
	利用日数／月	32	25	17
合計	利用者数／月	95	96	99
	利用日数／月	1,741	1,794	1,902

(3) 居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）の利用者数は平成 27 年度には減少しましたが、平成 28 年度には増加しています。

図表 居住系サービスの利用者数の推移



項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
共同生活援助	利用者数／月	14	13	17
施設入所支援	利用者数／月	20	18	18
合計	利用者数／月	34	31	35

【整備実績量（定員数）】

種類	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
共同生活援助	定員数／月	23	23	23

(4) 相談支援

種類	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
計画相談支援	利用者数／年	64	116	118
地域移行支援	利用者数／年	1	1	1
地域定着支援	利用者数／年	0	0	0

（５）障がい児福祉サービス

①障がい児通所支援

種類	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
児童発達支援	利用児童数／月	23	19	22
	利用日数／月	103	127	137
医療型児童発達支援	利用児童数／月	0	0	0
	利用日数／月	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児童数／月	18	27	30
	利用日数／月	160	269	325
保育所等訪問支援	利用児童数／月	2	2	3
	利用日数／月	2	2	3

②障がい児入所支援

種類	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
福祉型障害児入所施設	利用児童数／月	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用児童数／月	0	0	0

③障がい児相談支援

種類	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
障害児相談支援	利用児童数／年	26	50	56

2 地域生活支援事業の利用状況

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

地域住民や当事者が中心となっていく、障がいのある人と地域の人々の相互理解のための活動を支援します。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施

③相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うとともに、一般住宅への入居を希望する人に対し必要な調整を行います。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
障がい者相談支援事業	実施箇所	8	8	8
基幹相談支援センター等強化事業	実施箇所	0	0	0
住宅入居等支援事業	実施件数	0	0	0

④成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費の一部または全部を助成します。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	0	0	0

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
手話通訳者派遣業	手話通訳士 登録者数	1	1	1
	派遣件数	4	4	4
	延べ回数	30	67	103
要約筆記者派遣事業	要約筆記者 登録者数	5	5	5
	派遣件数	2	2	2
	延べ回数	2	2	2

⑥日常生活用具給付等事業

障がい児・者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
介護訓練支援用具	件数	0	2	0
自立生活支援用具	件数	0	1	0
在宅療養等支援用具	件数	0	0	2
情報・意思疎通支援用具	件数	2	1	4
排せつ管理支援用具	件数	262	295	296
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	0	1	0

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進及び日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
手話奉仕員研修事業	実施回数	39	31	39

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
移動支援事業	実人数	23	28	23
	延べ時間	1,259	1,200	976

⑨地域活動支援センター

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供していきます。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
基礎的事業	人数	18	20	20
	実施箇所	2	2	2
I 型	実施箇所	1	1	1
II 型	実施箇所	0	0	0
III 型	実施箇所	1	1	1

(2) 任意事業

①日常生活支援

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために行う日常的な訓練などを行います。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
生活訓練等	実施状況	実施	実施	実施
日中一時支援事業	利用者数	6	5	6
	利用日数	51	306	230

②権利擁護支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を行います。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
障害者虐待防止対策支援	実施状況	実施	実施	実施

③交付税財源

事業項目	事業内容
障害支援区分認定等事務	障害支援区分認定等の事務を円滑に実施し、障がい福祉サービスの円滑な利用を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	障がいのある人の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。

事業名	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
障害支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成	実施状況	実施	実施	実施

3 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	利用者数／月	39	43	46	49
	利用時間／月	1,224	1,333	1,426	1,519

(2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
生活介護	利用者数／月	38	43	45	47
	利用日数／月	757	860	900	940
自立訓練（機能訓練）	利用者数／月	0	0	0	0
	利用日数／月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数／月	4	5	6	7
	利用日数／月	32	60	72	84
就労移行支援	利用者数／月	4	5	6	7
	利用日数／月	95	120	144	168
就労継続支援（A型）	利用者数／月	14	16	18	20
	利用日数／月	282	320	360	400
就労継続支援（B型）	利用者数／月	30	33	35	37
	利用日数／月	537	594	630	666
就労定着支援	利用者数／月		0	0	1
療養介護	利用者数／月	6	6	6	7
短期入所（福祉型）	利用者数／月	3	6	7	8
	利用日数／月	17	30	35	40
短期入所（医療型）	利用者数／月	0	0	0	0
	利用日数／月	0	0	0	0

（３）居住系サービス

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立生活援助	利用者数／月		0	0	1
共同生活援助	利用者数／月	17	19	20	21
施設入所支援	利用者数／月	18	20	19	19

【整備見込量（定員数）】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
共同生活援助	定員数／月	23	33	33	33

（４）相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者または障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急等に相談等必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画相談支援	利用者数／年	118	135	140	150
地域移行支援	利用者数／年	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数／年	0	1	1	1

（５）障がい児福祉サービス

①障がい児通所支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
児童発達支援	利用児童数／月	22	26	29	32
	利用日数／月	137	156	174	192
医療型児童発達支援	利用児童数／月	0	0	0	0
	利用日数／月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児童数／月	30	38	43	48
	利用日数／月	325	418	473	528
保育所等訪問支援	利用児童数／月	3	5	6	7
	利用日数／月	3	6	7	8
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数／月		0	0	0
	利用日数／月		0	0	0

②障がい児入所支援

事業項目	事業内容
福祉型障害児入所支援	児童の日常生活能力の維持・向上のための訓練、コミュニケーションの支援、食事、排せつ、入浴などの介護を行います。
医療型障害児入所支援	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与、治療を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
福祉型障害児入所施設	利用児童数／月	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用児童数／月	0	0	0	0

③障がい児相談支援

事業項目	事業内容
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害児相談支援	利用児童数／年	56	65	70	75

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

事業項目	事業内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する障がい児が、必要な支援を円滑に受けられることが、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。

【計画期間の見込量】

種類	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
コーディネーターの配置人数	人数	0	0	0	0

(7) 見込量の確保に向けた方策

ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。また、利用見込みがないサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成、対応可能な事業者の確保・増加を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

地域住民や当事者が中心となっていく、障がいのある人と地域の人々の相互理解のための活動を支援します。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施

③相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うとともに、一般住宅への入居を希望する人に対し必要な調整を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障がい者相談支援事業	実施箇所	8	7	7	7
基幹相談支援センター等 強化事業	実施箇所	0	0	0	0
住宅入居等支援事業	実施件数	0	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費の一部または全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	0	2	2	2

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話通訳者派遣業	手話通訳士 登録者数	1	1	1	1
	派遣件数	4	5	6	7
	延べ回数	103	125	150	175
要約筆記者派遣事業	要約筆記者 登録者数	5	5	5	5
	派遣件数	2	2	2	2
	延べ回数	2	2	2	2

⑥日常生活用具給付等事業

障がい児・者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
介護訓練支援用具	件数	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数	4	5	6	6
排せつ管理支援用具	件数	296	336	357	380
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	0	1	1	1

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進及び日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	39	40	40	40

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
移動支援事業	実人数	23	24	25	26
	延べ時間	976	1,008	1,050	1,092

⑨地域活動支援センター

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供していきます。

【計画期間の見込量】

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
基礎的事業	人数	20	21	22	23
	実施箇所	2	2	2	2
I 型	実施箇所	1	1	1	1
II 型	実施箇所	0	0	0	0
III 型	実施箇所	1	1	1	1

(2) 任意事業

①日常生活支援

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために行う日常的な訓練などを行います。

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
生活訓練等	実施状況	実施	実施	実施	実施
日中一時支援事業	利用者数	6	7	8	9
	利用日数	230	266	304	342

②権利擁護支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を行います。

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害者虐待防止対策支援	実施状況	実施	実施	実施	実施

③交付税財源

事業項目	事業内容
障害支援区分認定等事務	障害支援区分認定等の事務を円滑に実施し、障がい福祉サービスの円滑な利用を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	障がいのある人の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。

事業名	区分	H28 年度 (実績)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成	実施状況	実施	実施	実施	実施

第 5 章 成果目標

平成 32 年度末の目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

平成 29 年度は増加する見込みです。施設入所者数は横ばいで推移する見込みですが、平成 32 年度は地域生活移行者数 1 名を目標とします。

	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標
年度末時点利用者数（人）	18	20	20	19	19
削減数（人）		-2	-2	-1	-1
		-11.1%	-11.1%	-5.6%	-5.6%
地域生活移行者数（人） （累計）		0	0	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	5.6%

※削減数（率）、地域生活移行者数（率）は、平成 28 年度末時点の利用者数との比較

※利用者は、管内各施設の実際の利用者の積み上げ（他都道府県・市町村の支給決定者も含む）

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

町単独設置は考えていませんが、板野郡自立支援協議会精神活動部会が活動しており、他町との共同設置に向けて検討していきます。（広域：5 町、相談支援事業所など）

	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標
単独設置	×	×	×	×	×
複数市町村による 共同設置	×	×	○	○	○

③地域生活支援拠点等の整備

地域におけるニーズの把握や課題の整理を行い、平成 32 年度までに整備することを目指します。

（箇所数）

H32 年度末における整備数	1
----------------	---

④福祉施設から一般就労への移行【継続】

平成 29 年度以降、一般就労への移行者、就労移行支援事業者数ともに増加を見込んでいます。平成 32 年度は一般就労移行者数 6 名、就労移行支援事業者数 6 名を目標とします。

No	項目	H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標(計画)
1	年間一般就 労移行者数 (人)	4	5	5	5	6	6
	倍率 (H28 実績比)			1.0 倍	1.0 倍	1.2 倍	1.2 倍

No	項目	H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標
2	就労移行支 援事業利用 者数 (人)	4	4	4	5	5	6
	計		4	4	5	5	6
	進捗率 (H28 実績比)			100%	125%	125%	150%

No	項目	就労移行支援事業所ごとの 就労移行率	
3	平成 28 年度就労移行支援事業所数 (箇所)	2	
	平成 29 年度就労移行支援事業所数 (箇所)	2	
	就労移行率が 3 割以上の事業所数及び割合 (箇所)	0	0.0%
	平成 30 年度就労移行支援事業所数 (箇所)	2	
	就労移行率が 3 割以上の事業所数及び割合 (箇所)	0	0.0%
	平成 31 年度就労移行支援事業所数 (箇所)	2	
	就労移行率が 3 割以上の事業所数及び割合 (箇所)	1	50.0%
	平成 32 年度就労移行支援事業所数目標 (箇所)	2	
	就労移行率が 3 割以上の事業所数及び割合 (箇所)	1	50.0%

No	項目	H27 実績	H28 年度 見込	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標 (計画)
4	就労定着支援 事業による支 援開始 1 年後 の職場定着率 (数値設定は H31 年度から)					0	80%

⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

現在、町では上板町農村環境改善センターにて乳幼児健診を行っており、1歳6か月児健診・3歳児健診にて、専門員が発達相談を実施しています。また、必要な方については健診後の発達相談や検査、保育所などにおける「すくすく教室」の実施、デイサービスなどへの引き継ぎを行っています。

(単位：箇所)

	H29 年度末に おける設置数	H30 年度末に おける設置数	H31 年度末に おける設置数	H32 年度末に おける設置数
(1) 児童発達支援センター	0	0	0	0
(2) 保育所等訪問支援	0	0	0	0
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1	1	1	1
(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1	1	1	1
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	0	0	1	1

資料編

上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画を策定するため、上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 障がい者計画・障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関する必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

- 2 有識者等、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

(事務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健課により処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年11月13日より施行する。

上板町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿

所 属 及 び 職 名	氏 名	備 考
徳島県東部保健福祉局局長	大 西 英 治	
徳島県徳島保健所所長	大 木 元 繁	
徳島県障がい者相談支援センター所長	田 中 稔	
徳島県中央こども女性相談センター所長	仁 木 伸 一	
上板町医師会会長	野 田 五 朗	
上板町民生・児童委員協議会会長	佐 野 利 昭	
上板町社会福祉協議会事務局長	岡 本 定 佳	
上板町身体障害者会会長、身体障害者相談員	鎌 田 信 隆	委員長
上板町老人クラブ連合会会長	安 藝 勝 正	
上板町婦人会会長	平 野 シ マ コ	副委員長
上板町ボランティア連絡協議会会長	福 田 育 司	
地域活動支援センターことじ管理者	米 津 憲 一	
あおばの郷施設長	清 水 加 津 子	
障害者生活支援センター凌雲施設長	松 下 義 雄	
愛育会地域生活総合支援センター所長	堤 美 代 子	
いちょう家族会会長	濱 田 利 雄	
上板町手をつなぐ育成会会長	高 田 君 代	
上板町教育委員会教育長	瀬 尾 裕 之	
上板町福祉保健課長	松 尾 陽 子	

上板町
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

平成30年3月 発行

発行者 上板町

編集 上板町 福祉保健課

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地

TEL : 088-694-6810

FAX : 088-694-5903

<http://www.townkamiita.jp/>